

(案)

ICT街づくり推進会議 共通ID利活用サブワーキンググループ 開催要綱

1 目的

本サブワーキンググループ（以下「SWG」という。）は、共通ID利活用ワーキンググループ（以下「WG」という。）の下に設置される検討の場として、WGにおける検討内容について、より具体的・技術的な検討を行うことを目的とする。

2 検討課題

- (1) 放送・通信分野における公的個人認証サービスの普及のために有効な活用事例の明確化
- (2) 上記の活用事例の実現のための、制度面・技術面等の課題の抽出・検討
- (3) その他

3 構成及び運営

- (1) 本SWGの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本SWGに主査を置き、WGの主査が指名する。
- (3) 主査は、本SWGを招集し、主宰する。
- (4) 主査は、必要があると認めるときは、あらかじめ主査代理を指名することができる。
- (5) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本SWGを招集し、主宰する。
- (6) 主査は、必要があると認めるときは、本SWGに、必要と認める者に出席を求め、意見を聞くことができる。
- (7) 本SWGにおいて検討された事項については、主査が取りまとめ、これをWGに報告する。
- (8) 主査は、本SWGの検討を促進するため、必要に応じて検討の場を設けることができる。
- (9) その他、本SWGの運営に関し必要な事項は、主査が定める。

4 開催期間

本SWGは、平成26年1月から開催し、半年程度を目途とする。

5 庶務

本SWGの庶務は、情報通信国際戦略局情報通信政策課、情報流通行政局情報流通振興課及び衛星・地域放送課において行う。

構成員名簿

(別紙)

(敬称略)

| | | |
|--------|--------|--|
| 主査 | 大山 永昭 | 国立大学法人東京工業大学像情報工学研究所教授 |
| | 翁長 久 | 独立行政法人情報通信研究機構経営企画部統括 |
| | 小尾 高史 | 国立大学法人東京工業大学像情報工学研究所准教授 |
| | 鴻田 道祐 | 日本生命保険相互会社サービス企画部専門部長 |
| | 齋藤 義男 | 東日本電信電話株式会社理事ビジネス&オフィス営業推進本部公共営業部長 |
| | 佐藤 好哉 | 三鷹市市民部長 |
| | 柴垣 圭吾 | 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟企画部部長 |
| | 高橋 直樹 | 株式会社クレディセゾン代表取締役専務 |
| | 内藤 直樹 | 神戸市企画調整局医療産業都市推進本部医療産業都市担当部長 |
| | 中村 信次 | 株式会社日立製作所公共システム事業部公共ビジネス推進部主任技師 |
| | 錦織 康之 | 富士通株式会社次世代公共営業本部次世代電子行政推進室長 |
| | 庭野 栄一 | 日本電信電話株式会社研究企画部門担当部長 |
| | 林 幸也 | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 第三営業本部営業推進部門担当部長 |
| | 平岡 幸夫 | 住友商事株式会社メディア事業本部長代理 |
| | 堀内 浩規 | KDDI株式会社メディア・CATV推進本部メディアプロダクト技術部部長 |
| | 柳町 暁 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 第二公共システム事業部営業部第二営業担当部長 |
| | 山田 伸治 | 日本郵便株式会社事業開発推進本部企画役 |
| | 吉本 明平 | 日本電気株式会社公共ソリューション事業部シニアエキスパート |
| | 吉本 和彦 | フィデアホールディングス株式会社代表執行役副社長 |
| <関係府省> | | |
| | 金崎 健太郎 | 内閣官房社会保障改革担当室内閣参事官 |
| | 橋本 敏 | 総務省行政管理局行政情報システム企画課長 |
| | 望月 明雄 | 総務省自治行政局住民制度課外国人住民基本台帳室長 |
| | 中安 一幸 | 厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室室長補佐 |
| | 宮里 孝則 | 経済産業省商務情報政策局情報政策課情報プロジェクト室室長補佐 |
| オブザーバ | 樫本 一憲 | 日本年金機構品質管理部業務刷新グループ長 |
| オブザーバ | 竹腰 誠司 | 財団法人地方自治情報センター個人番号プロジェクト推進部個人番号準備グループ 主席マネージャ |

議事及び資料の取扱いについて

1. 会議について

本SWGは、原則として公開とする。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合、構成員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とすることができる。

2. 会議で使用した資料について

本SWGで使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合、構成員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。

3. 議事要旨について

本SWGについては、原則として、議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。